

松原市障害者活躍推進計画

令和2年4月
(令和7年4月改訂)
松原市長

概要

松原市障害者活躍推進計画(以下「本計画」という。)は、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号。以下「法」という。)第7条の3第1項の規定に基づき作成したものです。今後は本計画に沿って、障害者である職員が一層活躍できる職場環境整備に取り組んでいきます。

機関名	松原市												
任命権者	松原市長												
計画期間	令和7年4月1日～令和12年3月31日(5年間)												
目標													
① 採用に関する目標	<p>毎年度6月1日時点の実雇用率が法定雇用率以上である状態を維持する。</p> <p>(参考)本市の直近3か年の6月1日時点の実雇用率</p> <table border="1"><thead><tr><th>年度</th><th>令和6年</th><th>令和5年</th><th>令和4年</th></tr></thead><tbody><tr><td>実雇用率</td><td>3.47%</td><td>3.52%</td><td>3.35%</td></tr><tr><td>法定雇用率※</td><td>2.80%</td><td>2.60%</td><td>2.60%</td></tr></tbody></table> <p>※令和8年7月以降の法定雇用率は3.00%</p> <p>(評価方法)毎年の任免状況通報により把握・進捗管理。</p>	年度	令和6年	令和5年	令和4年	実雇用率	3.47%	3.52%	3.35%	法定雇用率※	2.80%	2.60%	2.60%
年度	令和6年	令和5年	令和4年										
実雇用率	3.47%	3.52%	3.35%										
法定雇用率※	2.80%	2.60%	2.60%										
② 定着に関する目標	<p>不本意な離職者を極力生じさせない。</p> <p>(評価方法)毎年の任免状況通報時、人事記録等を元に、前年度採用者の定着状況を把握・進捗管理。</p>												

取組内容	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	
(1)組織面	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害者雇用推進者として、市長公室人事課長を選任する。 ○ 障害者職業生活相談員として、市長公室人事課の職員より選任する。 ○ 役割分担については、人事異動等により変更が生じるため、定期的に更新を行う。
(2)人材面	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各任命権者と連携し、松原市から毎年1名以上、大阪労働局が開催予定の公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。 ○ なお、障害者職業生活相談員の選任予定者に優先して受講させる。
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	
	現に勤務する障害者の能力や希望も踏まえ、毎年組織内アンケートを行い、職務の選定及び創出について検討を行う。
3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	
(1) 職務環境	<ul style="list-style-type: none"> ○ 定期的な面談により必要な配慮等を把握し、継続的に必要な措置を講じる。 ○ なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。
(2) 募集・採用	<ul style="list-style-type: none"> ○ 募集・採用に当たっては、以下の取組を徹底する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定しない。 ・ 自力で通勤できることといった条件を設定しない。 ・ 介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定しない。 ・ 「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定しない。 ・ 特定の就労支援機関からのみの受入れをしない。

4. その他

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律第9条に基づく、松原市障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針に則り、障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。